

我孫子市会計年度任用職員登録案内【令和8年度～令和10年度】

我孫子市（教育委員会等の各行政委員会を含む。）の会計年度任用職員（地方公務員法第22条の2に基づき任用される一般職非常勤職員）について、以下のとおり登録の受付を行います。

なお、登録者の中から必要に応じて選考を行い任用することから、名簿登載期間中（令和11年3月まで）に必ずしも任用されるものではありませんのでご了承ください。

1 登録方法

次のいずれかの方法でお申し込みください。なお、市から登録した旨のお知らせは行いません。

（1）ちば電子申請サービスによる申込み

（2）持参又は郵送による申込み

「会計年度任用職員登録申込書」に必要事項を記入し、写真を貼付の上、「13 問合せ及び提出先」に記載のある提出先に持参又は郵送で提出してください。

※1人2職種まで登録が可能です。「会計年度任用職員登録申込書」は1職種に1枚で申し込みください。

2 登録受付期間

現在、随時登録を受付しています。

3 名簿登載期間

登録受付日～令和11年3月31日

※期間内に登録の削除を希望する場合には、「別表1及び別表2」に記載のある各担当課へご連絡ください。

4 登録募集職種等

別表1（我孫子市会計年度任用職員）、別表2（我孫子市教育委員会会計年度任用職員）に記載

5 応募資格

登録職種の必要資格等を満たす方（別表1、2参照）で、以下のいずれにも該当しない方（地方公務員法第16条に規定する失格条項に該当しない方）

- （1）拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- （2）我孫子市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- （3）日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- （4）平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

6 選考内容

任用の必要が生じた場合に、登録者の登録申込書の内容で書類選考を行い、必要に応じて面接、小論文等の選考をした上で、任用します。

7 任用期間・勤務時間

原則1会計年度（4月1日～翌年3月31日）以内で任用します（勤務実績等により、改めて任用する場合があります。）。主な任用期間、勤務日数及び勤務時間は別表1、2に記載のとおりですが、

具体的には、任用する職の必要性により異なるため、登録申込書の希望を基に任用前に調整の上、決定します。

8 任用時期

任用時期は、任用の必要に応じて随時となります。
任用とならない場合には、特に通知等はありません。

9 休暇、休日等

勤務条件により、市の規則に基づき年次有給休暇等が付与されます。

休日は、土日祝日等開庁部門（保育園、鳥の博物館、図書館、生涯学習関連施設、我孫子行政サービスセンター等）を除き、土曜日、日曜日及び勤務条件により設定する日となります。土日祝日等開庁部門はシフト制による勤務表により決定します。

10 給料・報酬・手当等

- (1) 給料、報酬・・・・・・別表1、2に記載（当市での勤務経験により加算される場合あり。）
- (2) 通勤手当・・・・・・常勤職員に準じて支給
- (3) 期末手当、勤勉手当・・基準日（6月1日、12月1日）において、6か月以上の任期があり、かつ、我孫子市職員としての社会保険加入要件を満たす者へ支給
（期末手当：最大年間2.5月分、勤勉手当：最大年間2.1月分）
- (4) 地域手当・・・・・・フルタイム（週38時間45分）勤務者へ支給（給料月額×9.5%）
- (5) 給与支払日・・・・・・フルタイム勤務者：例月給与は当月21日支給、期末手当及び勤勉手当は6月15日と12月10日支給
パートタイム（週38時間45分未満）勤務者：例月給与は当月末締翌月21日支給、期末手当及び勤勉手当は6月20日と12月20日支給
- (6) 退職手当・・・・・・フルタイム勤務者が、6か月を超える勤務をした場合に支給

11 社会保険等

勤務条件により、共済組合保険・厚生年金・労働保険の適用があります。

12 その他

- (1) 地方公務員法に規定される服務に関する規定（服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限等）が適用されるほか、懲戒の規定に該当する場合は、同法に基づく処分の対象となります。
- (2) 提出書類は一切お返しいたしません。
- (3) 任用は全て条件付のものとし、任用後1か月間（1か月間の勤務日数が15日満たない場合は、15日に達するまで）を良好な成績で勤務したときに正式任用となります。

13 問合せ及び提出先

【登録方法に関する問合せ】及び【登録申込書の提出先】

①我孫子市会計年度任用職員（別表1の職種）

〒270-1192 千葉県我孫子市我孫子1858番地
我孫子市役所 企画総務部人事課
TEL 04-7185-1111（内線208）

②我孫子市教育委員会会計年度任用職員（別表2の職種）

〒270-1166 千葉県我孫子市我孫子1684番地
我孫子市教育委員会 教育総務部総務課

【各職種の業務内容に関する問合せ】

「別表1及び別表2」に記載のある各担当課

TEL 04-7185-1111

（電話交換で「会計年度任用職員の件で」「〇〇課へ」とお伝えください。）